

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年七月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

|  |               |                 |
|--|---------------|-----------------|
| 新 A  | 旧 A           | 旧<br>新<br>別     |
| 一地从先まで<br>先から同市栗橋北二丁目三三九六番<br>久喜市栗橋北二丁目三三九二番二地 |               | 区<br><br>間      |
| 七・一七〇<br>一〇・七一                                 | 七・一七〇<br>八・六八 | 敷地の幅員<br>(メートル) |
| 一九五・一五   | 二三七・二五        | 延長<br>(メートル)    |
|  |               | 備<br><br>考      |